

令和8年度
菊水町内会連絡協議会
定期総会議案書

日時 令和8年4月26日(日) 14:00~

場所 菊水地区会館

次 第

1 開会のことば

2 会 長 挨 拶

3 議 長 選 出

4 議事録作成及び署名者選出

5 議 題

議案第1号 令和7年度事業報告 1~2 頁

議案第2号 令和7年度収支決算報告 3~5 頁

監査報告 6 頁

議案第3号 令和8年度事業計画 (案) 7~8 頁

議案第4号 令和8年度収支予算 (案) 9~11 頁

議案第5号 菊水町内会連絡協議会会則一部改正 (案)
12~18 頁

議案第6号 令和8年度 菊水町内会連絡協議会役員 (案)
. . . 19 頁

報告第1号 募金等諸活動 20 頁

(1) 日赤地域活動交付金

(2) 共同募金活動費

6 そ の 他

7 閉会のことば

8 参 考

備品台帳 21 頁

令和7年度 事業報告

1 会議関係・その他 (各連町及び行政機関との連絡調整等)

(1) 白石区町内連合会連絡協議会(区連協)	8回	白石区役所
(2) 白石区連合女性部連絡会議(区女連)	5回	白石区役所
(3) 菊水町内会連絡協議会(菊連協)		
定期総会	令和7年4月28日(日)	菊水地区会館
定例理事会	12回(毎月第2日曜日又は3連休の最後日)	菊水地区会館
総務事務局会議	12回	菊水地区会館
定例防災部会	7回(毎月第2火曜日)	菊水地区会館
5連町会長会議	4回	菊水地区会館
行政との意見交換会	1回(令和7年11月28日)	菊水地区会館
(4) 総会後の歓送迎会	(主担当:東町連合町内会)	菊水地区会館
(5) 菊水地区新年互礼会	令和8年1月10日(土)	菊水地区会館
(6) 関係団体への助成金等の支給(7月)		

2 令和7年度重点事業

(1) 菊連協の新たな運営体制づくり

- ・菊連協の組織見直しを図った。～渉外部、まつり準備委員会の廃止
- ・女性部～区女連、連町女性部との連絡調整等
- ・菊連協の役員構成について検討を行い、令和8年度以降も同様の体制とした。

(2) 災害に備えて、地域との連携、支え合い体制づくりに向けての取組み(継続)

① 研修会の開催報告について

- ・7月12日(土)菊水地区会館で、公益財団法人札幌市防災協会の細川雅彦氏を講師に招き「災害とはなにか・災害に備えるとは・自主防災活動の必要性・自宅避難の心得・準備」について研修会を開催し、51名の方に参加していただきました。

② 避難訓練の報告について

- ・10月18日(土)東橋小学校で62名が参加して、「地域・学校・区の連携による避難場所運営」に基づき、体育館を避難場所として、ロールプレイング形式での避難者の受付体験や簡易ベット、簡易トイレ等の組み立て、投光器の設置練習避難訓練を開催しました。

③ 防災備品の購入及び各連町への配布について

- ・菊水地区ネットワーク会議の協賛で、各連町に4万円を支給し、各連町で必要な防災備品を選定して購入しました。

- また、白石区役所の地域振興課からの支援を受けて、ヘルメット・簡易トイレを各連町に配布しました。

④ 菊水地区自主防災組織の立ち上げについて

- ・菊水地区全体での立ち上げから、3小学校ごとに自主防災を立ち上げる事も選択肢とすることで話し合ったが、立ち上げまで至らなかった。

(3) 行政と協働した町内会の諸課題についての取り組み（継続）

- ・11月28日（金）菊水地区会館において、「町内会で抱える課題に関する意見交換会」を開催しました。

出席者：久保田白石区市民部長、星野白石区土木部長、他関連課長、係長
蠣崎菊連協会長、各連合町内会会長他

【意見交換会内容】

- ・町内会活動のなり手不足、賃貸マンションの未加入物件への町内会入会、連合町内会を脱退した単位町内会への対応、菊水西町集会所閉館に伴う対応、除排雪などについて意見交換を行いました。

令和7年度 収支決算書

1 一般会計

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度繰越金	825,235	825,235	0	
市補助金	5,778,820	5,778,820	0	
その他補助金	15,000	15,000	0	
負担金	638,585	603,085	▲ 35,500	
道町連共済負担金	0	0	0	
特別会計繰入金	0	0	0	
雑収入	3,003	3,061	58	
合計	7,260,643	7,225,201	▲ 35,442	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
会議費	355,000	256,402	▲ 98,598	
事業費	5,363,498	5,250,436	▲ 113,062	
負担金	123,700	124,250	550	
道町連共済掛金		0	0	
旅費	50,000	32,920	▲ 17,080	
役員活動費	104,000	110,000	6,000	
需用費	288,280	512,388	224,108	
予備費	150,000	10,000	▲ 140,000	
積立金	0	0	0	
合計	6,434,478	6,296,396	▲ 138,082	

(3) 差引増減

収入金額

支出金額

次年度繰越額

7,225,201 円 — 6,296,396 円 = 928,805 円

2 特別会計

収入

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度末繰越額	2,000,691	2,000,691	0	
積立金	0	0	0	
定期金利	691	2,221	1,530	
計	2,001,382	2,002,912	1,530	

支出

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
一般会計繰出金	0	0	0	
計	0	0	0	

差引増減

収入金額 (円)

支出金額 (円)

次年度繰越額 (円)

2,002,912 — 0 = 2,002,912

3

令和7年度 決算明細書

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明
前年度繰越金	825,235	825,235	0	
市補助金	5,778,820	5,778,820	0	菊水町内会連連絡協議会助成金 (均等割 90,000円+1世帯@120円× 12,239世帯) 1,558,680 円 単位町内会助成金 (基準割 784,000円+1世帯@260円× 12,239世帯) 3,970,140 円 地区会館維持管理助成金 250,000 円
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤地区活動費 15,000 円 白石区ふるさと会文化体育事業助成金 0 円
負担金	638,585	603,085	▲ 35,500	菊水連協負担金 (1世帯@15円×12,239世帯) 世帯数：令和7年1月1日住民基本台帳世帯数 ×0.88 183,585 円 菊連協定期総会・懇親会 (@3,500円×49人) 171,500 円 菊水地区新年互礼会会費 (@4,000円×62人) 248,000 円
道町連共済 負担金	0	0	0	0 円
特別会計繰入金	0	0	0	0 円
雑 収 入	3,003	3,061	▲ 1,231	定期預け替え利息 727円 預金利息 (8月) 1,045円 預金利息 (2月) 1,289円 3,061 円
合計	7,260,643	7,225,201	▲ 35,442	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明	
会議費	355,000	256,402	▲ 98,598	定期総会	187,012 円
				会議室使用料	69,390 円
事業費	5,363,498	5,250,436	▲ 113,062	【各部】	
				防災部	87,620 円
				女性部	19,000 円
				【行事費】	
				菊水地区新年互礼会	249,318 円
				【単位町内会助成金・地区会館維持管理助成金】	
				連町町内会助成金	528,358 円
				単位町内会助成金	3,970,140 円
				地区会館維持管理助成金	250,000 円
				【各種団体助成金】	
				・日赤菊水地区奉仕団助成金	20,000 円
				・菊水地区交通安全母の会助成金	20,000 円
				・交通安全菊水地区実践会助成金	30,000 円
				・少年補導員菊水支部助成金	10,000 円
				・菊水地区まちづくりネットワーク会議	50,000 円
				・高齢者ふれあい交流会 (地区社協) (会合費)	0 円
会議出席負担金	11,000 円				
会合費	5,000 円				
負担金	123,700	124,250	550	白石区町内連合会連絡協議会負担金	46,700 円
				白石区連合女性部連絡会議負担金	20,000 円
				市民憲章賛助会費	2,000 円
				白石地区暴力追放運動推進協議会会費・懇親会費	10,550 円
				行政懇談会参加者負担金	45,000 円
				白石区ふるさと会地区負担金	0 円
				白石区ふるさとまつり地区負担金	0 円
道町連共済掛金	0	0	0	掛金 200円×0人	0 円
旅費	50,000	32,920	▲ 17,080	会議出席交通費	32,920 円
役員活動費	104,000	110,000	6,000	菊水町内会連絡協議会役員19名	110,000 円
需用費	288,280	512,388	224,108	コピー代 (総会分含)	167,830 円
				事務用品等	305,585 円
				ふるさとまつり前売り券等	0 円
				郵送料 (レタックス含む)	693 円
				Wi-Fi使用料	38,280 円
予備費	150,000	10,000	▲ 140,000	慶弔金	10,000 円
積立金	0		0		0 円
合計	6,434,478	6,296,396	▲ 138,082		6,296,396

監 査 報 告 書

令和7年度の菊水町内会連絡協議会の収支決算について、現金出納簿及び貯金通帳その他の関係書類を精査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されていると認めたので報告します。

令和8年 4月 14日

菊水町内会連絡協議会

監事

板 倉



監事

盛 永



令和8年度 事業計画（案）

1 会議関係・その他（各連町及び行政機関との連絡調整等）

- (1) 白石区町内連合会連絡協議会（区連協） 12回（毎月第2週目） 白石区役所
- (2) 白石区連合女性部連絡会議（区女連） 随時 白石区役所
- (3) 菊水町内会連絡協議会（菊連協）
- ・定期総会 令和8年4月26日（日） 菊水地区会館
 - ・定例理事会 12回（毎月第2月曜日） 菊水地区会館
 - ・総務事務局会議 12回（毎月）[会長+事務局4名 理事会議案作成] 菊水地区会館
 - ・定例防災部会 12回（毎月第2火曜日） 菊水地区会館
 - ・女性部会 随時 菊水地区会館
 - ・5連町会長会議 随時 菊水地区会館
- (4) 菊水地区新年互礼会（令和9年1月 主担当：西町連合町内会） 菊水地区会館
- (5) 関係団体への助成金等の支給（令和8年7月）

2 令和8年度重点事業

(1) 災害に備えて、地域との連携、支え合い体制づくりに向けての取組み（継続）

① 研修会の開催について

- ・講師を招き防災意識向上のための講座の開催をします。
- ・上白石小学校で避難所運営の研修会を開催します。但し、詳細については防災部会の役員会で協議します。

② 防災備品の購入、配布について

- ・今年度も、菊水地区ネットワーク会議の協賛を得て実施します。但し、詳細については防災部会の役員会で協議します。

③ 自主防災組織の立ち上げについて

- ・3小学校（東橋小、幌東小、上白石小）の基幹避難所ごとの自主防災組織立ち上げの是非について、防災部会の役員会で協議します。

④ その他

- 各連合町内会（各町内会）の防災事業の取り組みについて、菊連協防災部として、区役所や関係団体と調整窓口としての機能強化を図ります。

(2) 行政と協働した町内会の諸課題についての取り組み（継続）

- 行政との意見交換会の開催。（町内会の加入促進、担い手不足等）

令和8年度 収支予算 (案)

1 一般会計

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予 算 額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備 考
前年度繰越金	825,235	928,805	103,570	
市補助金	5,778,820	5,880,480	101,660	
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤活動費
負担金	603,085	707,440	104,355	
道町連共済負担金	0	0	0	
特別会計繰入金	0		0	
雑収入	3,061	3,061	0	
合計	7,225,201	7,534,786	309,585	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備 考
会議費	256,402	370,000	113,598	
事業費	5,250,436	5,865,680	615,244	
負担金	124,250	123,700	▲ 550	
道町連共済掛金	0	0	0	
旅費	32,920	50,000	17,080	
役員活動費	110,000	110,000	0	
需要費	512,388	238,280	▲ 274,108	
予備費	10,000	150,000	140,000	
積立金	0	0	0	
合計	6,296,396	6,907,660	611,264	

2 特別会計

収 入

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備 考
前年度末繰越額	2,000,000	2,002,912	2,912	
積 立 金	0	0	0	
定期金利	2,912	2,912	0	
計	2,002,912	2,005,824	2,912	

支 出

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備 考
一般会計繰出金	0	0	0	
計	0	0	0	

令和8年度 予算明細書 (案)

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明
前年度繰越金	825,235	928,805	103,570	
市補助金	5,778,820	5,880,480	101,660	菊水町内会連絡協議会助成金 (均等割 90,000円+1世帯@120円× 12,496世帯) 1,589,520 円 単位町内会助成金 (基準割 792,000円+1世帯@260円× 12,496世帯) 4,040,960 円 地区会館維持管理助成金 250,000 円
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤地区活動費 15,000 円
負担金	603,085	707,440	104,355	菊水連協負担金 187,440 円 (1世帯@15円×12,496世帯) 世帯数：令和8年1月1日住民基本台帳世帯数×0.88 菊水連協定期総会・懇親会 240,000 円 (@4,000円×60人) 菊水地区新年互礼会会費 280,000 円 (@4,000円×70人)
道町連共済 負担金	0	0	0	負担金 200円×0人 0 円
特別会計繰入金	0		0	0 円
雑収入	3,061	3,061	0	預金利息等 円
合計	7,225,201	7,534,786	309,585	円

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明
会議費	256,402	370,000	113,598	定期総会 (@4,000円×60人+当番連町5名分他50,000円) 会議室使用料(定例会・WG等) 290,000 円 80,000 円
事業費	5,250,436	5,865,680	615,244	【各部】 防災部 200,000 円 女性部 20,000 円 【行事費】 菊水地区新年互礼会 (@4,000円×70人+当番連町5名分他50,000円) 【単位町内会助成金・地区会館維持管理助成金】 単位町内会助成金 4,040,960 円 連町町内会助成金(各連町世帯数に応じる) 874,720 円 地区会館維持管理助成金 250,000 円 【各種団体助成金】 日赤菊水地区奉仕団助成金 20,000 円 菊水地区交通安全母の会助成金 20,000 円 交通安全菊水地区実践会助成金 30,000 円 少年補導員菊水支部助成金 10,000 円 菊水地区まちづくりネットワーク会議 0 円 【会合費】 会議出席負担金 50,000 円 会合費 20,000 円
負担金	124,250	123,700	▲ 550	白石区町内連合会連絡協議会負担金 46,700 円 白石区連合女性部連絡会議負担金 20,000 円 市民懇章賛助会費 2,000 円 白石地区暴力追放運動推進協議会会費 10,000 円 行政懇談会参加者負担金(5人) 45,000 円
道町連共済掛金	0	0	0	掛金 200円×0人 0 円
旅費	32,920	50,000	17,080	50,000 円
役員活動費	110,000	110,000	0	菊水連絡協議会役員19名 110,000 円
需要費	512,388	238,280	▲ 274,108	コピー代 200,000 円 wi-fi使用料 38,280 円
予備費	10,000	150,000	140,000	150,000 円
積立金	0	0	0	0 円
小計	6,296,396	6,907,660	611,264	
次年度繰越金	928,805	627,126	▲ 301,679	円
合計	7,225,201	7,534,786	309,585	

菊水町内会連絡協議会会則の一部改正(案)

1 改正理由

特定の役職の長期就任により負担を軽減するため、会則の一部改正を提案する。
合わせて関係条項の整理を行う。

2 菊水町内会連絡協議会会則本文(案) 新旧対照表

(下線が改正部分)

現 行	改 正 案	説明
<p>第2章 役員および専門部 (役員及び選出方法)</p> <p>第4条 本会に下記の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理 事 若干名 (4) 監 事 2名</p> <p>3 会長及び副会長は、連合町内会長の職にある者から選出する。会長、副会長は、5連合町内会長の話し合いで選任し、理事会で承認する。また、会長に任期は2年とし3期までとする。</p> <p>(専門部の設置)</p> <p>第5条 本会を運営するため、次の専門部を置く。 総務部、防災部、女性部</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第6条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(3) 副会長および理事は、専門部の部長となり、別表に掲げる事務を分掌し、その執行にあたる。</p>	<p>第2章 役員および専門部 (役員及び選出方法)</p> <p>第4条 本会に下記の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理 事 若干名 (4) 監 事 2名</p> <p>3 会長及び副会長は、連合町内会長の職にある者から選出する。会長、副会長は、5連合町内会長の話し合いで選任し、理事会で承認する。また、会長に任期は2年とし3期までとする。 <u>また、会長の任期は1期2年とし3期6年までとする。</u></p> <p>(専門部の設置)</p> <p>第5条 本会を運営するため、次の専門部を置く。 総務部、<u>会計部</u>、防災部、女性部</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第6条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(3) <u>各部の部長は、副会長及び理事の職から選出後、理事会で承認し、別表に掲げる事務を分掌する。</u></p>	<p>任期表現の明確化</p> <p>(追加) 会計部を追加</p> <p>(変更) 部長選出手続きの明確化</p>

<p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は、2年とする。 ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は、2年とする。 ただし、再任を妨げない。 <u>2 総務部長、会計部長、防災部長の 任期は1期2年とし2期4年までと する。</u></p>	<p>(追加) 部長職任期の 明確化。</p>
---	---	---------------------------------

菊水町内会連絡協議会会則（案）

昭和 47 年 3 月 1 日	制 定
昭和 52 年 4 月 9 日	全部改正
平成元年 4 月 28 日	全部改正
平成 4 年 4 月 27 日	一部改正
平成 6 年 4 月 22 日	一部改正
平成 9 年 5 月 9 日	一部改正
平成 14 年 5 月 10 日	一部改正
平成 18 年 5 月 12 日	一部改正
令和 2 年 5 月 10 日	一部改正
令和 4 年 4 月 29 日	一部改正
令和 6 年 1 月 22 日	一部改正
令和 7 年 4 月 27 日	一部改正
令和 8 年 4 月 日	一部改正

第 1 章 総 則

（名称・組織及び所在）

第 1 条 この会は、菊水町内会連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、菊水地区（以下「地区」という。）の連合町内会をもって組織する。

2 本会の事務局を菊水地区会館内に置く。

（目 的）

第 2 条 本会は、地区の発展と住民の福祉の増進を図り、もって明るく住みよい地域社会を築くことを目的とする。

（事 業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各連合町内会の連絡調整
- (2) 地区住民の福祉に関する事業の推進
- (3) 行政機関その他公共機関に対する協力
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 役員及び専門部

（役員及び選出方法）

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 会長及び副会長は、連合町内会長の職にある者から選出する。会長、副会長は、5連合町内会長の話し合いで選任し、理事会で承認する。また、会長の任期は2年とし3期までとする。
また、会長の任期は1期2年とし3期6年までとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、総会において選出された役員に欠員を生じたときは、第9条第5項に定める理事会において補欠を選任することができる。この場合においては、次に召集される総会に報告しなければならない。

(専門部の設置)

第5条 本会を運営するため、次の専門部を置く。

総務部、会計部、防災部、女性部

- 2 各専門部に部長を置く。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) ~~副会長および理事は、専門部の理事となり、別表に掲げる事務を分掌し、その執行にあたる。~~

各部の部長は、副会長及び理事の職から選出後、理事会で承認し別表に掲げる事務を分掌する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 総務部長、会計部長、防災部長の仕事は1期2年とし2期4年までとする。

- 3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎年年度始めの早い時期に会長が招集し、予算、決算、事業報告及び事業計画のほか、会則の改廃等を付議する。
- 4 臨時総会は、理事会において必要と認めた時に、会長は招集しなければならない。

ならない。会長が招集しない場合は、理事の過半数をもって招集することができる。

- 5 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 6 定例理事会は、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。
- 7 臨時理事会は、理事の過半数をもって招集することができる。
- 8 総会の議長は総会で選出し、理事会の議長は会長がこれにあたる。

(総会)

第10条 総会は、本会役員及び加入世帯数200世帯に対して1名(連合町内会単位で算出し、少数点以下第1位は四捨五入)の基準により選出された代議員をもって構成する。

2 総会は、代議員数の2/3以上の出席により成立する。

(議事)

第11条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

第12条 本会の運営に必要な経費は、補助金、負担金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第5章 表彰等

(表彰)

第14条 本会に功労のあった者に対し、理事会の協議により表彰することができる。

(事務局)

第15条 本会に事務局・職員を置くことができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和52年4月9日から施行し、昭和47年3月1日制定の会則を廃止する。
- 2 この会則は、平成元年4月28日から施行し、昭和52年4月9日制定の会則は廃止する。
- 3 この会則は、平成4年4月27日から施行する。
- 4 この会則は、平成6年4月22日から施行する。
- 5 この会則は、平成9年5月9日から施行する。

- 6 この会則は、平成 14 年 5 月 10 日から施行する。
- 7 この会則は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。
- 8 この会則は、令和 2 年 5 月 10 日から施行する。
- 9 この会則は、令和 4 年 4 月 29 日から施行する。
- 10 この会則は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。
- 11 この会則は、令和 7 年 4 月 27 日から施行する。
- 12 この会則は、令和 8 年 4 月 日から施行する。

別 表

各部の事務分掌（第6条第3号）

専 門 部	部名	事務分掌
	総務部	儀式及び表彰に関すること。 会議（総会、理事会、総務部会、事務局会議）に関すること。 予算、事業計画（助成金支給決定も含む）に関すること。 金銭の出納に関すること。 その他、他部に属さないこと。
	会計部	予算および決算、金銭の出納に関すること。
	防災部	防火、防災、防犯に関すること。
	女性部	女性部活動に関すること。 保健衛生美化等に関すること。

令和8年度 菊水町内会連絡協議会役員（案）

【任期：令和8年4月26日～令和10年度総会まで】

菊連協役職名	所属名	連町役職	氏名	備考
会長	上町連町	会長	蠣崎 三憲	
副会長 総務部長	南連町	会長	佐久間 修	
副会長 総務副部長	東連町	会長	岡田 亮	
委員	西連町	副会長	松本 英利	
委員	北連町	副会長	秦 常男	
副会長 会計部長	西連町	会長	佐藤 義博	
副会長 防災部部长	北連町	会長	小笠原 征治	
防災部副部長	東連町	副会長	五十嵐 勉	
委員	南連町	副会長	阿部 英二	
委員	上町連町	副会長	三ツ国 久	
委員	西連町	女性部長	藤井 富美子	
委員	北連町	女性部長	伊藤 尊子	
女性部 部長	上町連町	女性部長	宮野 多加子	
副部長	東連町	女性部長	小坂谷 順子	
委員	南連町	女性部長	市野 美砂子	
委員	西連町	女性部長	藤井 富美子	
委員	北連町	女性部長	伊藤 尊子	
外部理事	会館運営		秦 常男	
外部理事	NW		和田 善昭	
外部理事	福まち		大久保 由喜	
外部理事	民児協		宮田 祐二	
外部理事	青少年育成		片山 勝彦	
監事	南連町		盛永 正	
監事	東連町		阪口 博治	

募 金 等 諸 活 動

(1) 日赤地域活動交付金

(単位：円)

地区別	実績額	活動交付金	備 考
菊水東地区	5,500	330	
菊水西地区	203,500	12,210	
菊水南地区	148,800	8,928	
菊水北地区	57,500	3,450	
菊水上町地区	60,250	3,615	
未加入	36,000	2,160	
合計	511,550	30,693	

(2) 共同募金活動費

(単位：円)

地区別	期待額	実績額	活動費	備考
菊水東地区	菊水地区 2,841,000	50,322	7,530	
菊水西地区		170,800	25,570	
菊水南地区		168,800	25,270	
菊水北地区		108,650	16,270	
菊水上町地区		54,250	8,120	
未加入		55,000	8,240	
合計		607,822	91,000	